

第1日目(5月28日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成21年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君より入院治療のため欠席、高橋郁夫君より通院治療のため欠席、和田英夫君より入院治療のため欠席の届がそれぞれ出ております。これを許します。

なお、産業振興部長より公務出張のため午前10時に早退の届が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号28番・若井達男君及び議席番号29番・松原良道君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については、去る5月21日と本日28日9時からの議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は、本日5月28日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日5月28日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

議長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

議長 日程第4、第1号報告 専決処分した事件の承認について(平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 おはようございます。それでは報告第1号の専決処分した事件の承認につ

いて補正予算の、20年度補正第6号のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては平成20年度予算の最終補正ということでございます。歳入歳出の確定見込みに伴う重立った過不足に係る歳入歳出予算並びに繰越明許費、地方債の補正を専決処分させていただいたものであります。主なものといたしましては、3月定例会でご報告申し上げましたように特別交付税が10億6,317万円に決定し、1億8,317万円を増額。今冬少雪だったことに伴い機械除雪費を1億8,800万円減額し、その結果生じた剰余金4億6,220万円を財政調整基金へ積み立てました。なお、積立後の財政調整基金の残高は21億1,258万円余となるところであります。

このほか歳入歳出の確定見込み等に伴う主な過不足額を処置し、歳入歳出総額にそれぞれ1億2,936万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を311億3,343万5,000円としたものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 それでは第1号報告 専決第9号 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

第1号報告の3ページをお開きいただきたいと思っております。補正予算書のとおり第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正とさせていただいたものであります。

事項別明細書の歳入12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。それぞれ歳入の確定見込みによる補正でございます。要点を申し上げますと、4款1項1目配当割交付金、予算減額で1,800万円を955万7,000円減額させていただいて、844万3,000円とさせていただくものであります。これは上場株式等の配当に課税をされて県から交付金として歳入するものでありますけれども、景気動向を反映してということでございます。

次に5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございますが、現計700万円を463万円減額いたしまして237万円とさせていただきました。

その下、7款1項1目自動車取得税交付金でございます。自動車の取得価格が50万円を超えるものが対象でありますけれども、同じく県税として収納された後、6割強ほどが道路延長と面積により市に交付されるわけであります。先の交付金と同じく景気動向から1,986万4,000円の減額とさせていただいたものであります。

次に14ページ、15ページをお願いいたします。市長が提案理由で申し上げましたが、特別交付税が10億6,317万円に決定をしたことから、1億8,317万円の増額としたものであります。補正後の額が95億73万7,000円でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。16款寄附金でございますが、一般寄附金それからふるさと納税寄附金として、小幡様、加藤様からそれぞれありがたく採納させていただいたとことでもあります。以上がかいつまんでの歳入項目であります。

次に18ページ、19ページの部分であります。2款1項1目一般管理費では産休代替などの臨時職員賃金の不用額が900万円。それに伴う共済費分が800万円ということで都合1,700万円を減額させていただきました。

また、6目の財産管理費では歳出予算の減額に伴う余剰分4億6,220万1,000円を財政調整基金に積み立てることといたしました。

次に20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。このページでは8款土木費2項3目道路橋りょう除雪事業費、この冬が少雪であったということで機械除雪費で1億8,800万円、市道の消雪電気料分で700万円ということで合計1億9,500万円を減額とさせていただきます。

次に22ページ、23ページをお願いいたします。12款公債費の2目利子でございますが、1,073万8,000円の減額補正とさせていただいたものであります。

以上が歳出の主な項目であります。

7ページに返っていただきたいと思います。第2表、繰越明許費の補正でございますが、8款2項土木橋りょう費。地方特定道路整備事業費で大神宮北線の道路建設事業費を826万8,000円繰越しとさせていただくよう補正をさせていただきました。

次のページ、8ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございますが、事業の確定見込みによりまして地方債の発行限度額を、表上から四つ目土地改良事業債4,290万円から4,600万円に増額の310万円。下から2段目、災害復旧事業債4,790万円から4,620万円で減額の170万円ということで、都合140万円の増額とさせていただきます。予算で定める起債限度額を25億9,450万円から25億9,590万円とさせていただいたものであります。

以上から、市長が提案理由で申し上げましたように、歳入歳出それぞれ311億3,343万5,000円とさせていただいた補正予算第6号でございます。

以上雑駁な説明で恐縮ですが、第1号報告の内容説明にかえさせていただきます。以上でございます。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点だけお聞かせいただきたいと思いますが、ページがまず21ページ。教育費の保健体育費、にいがた歩くスキーフェスティバルの負担金ですが、270万円減額になっていまして、残念ながら実施できなかったということで減額。この減額はわかるのですが、当初予算、570万円予算化されていたと思うのですが、300万円は予定どおり出したということなのですか。当日だけの問題ではなくて多分その事前の準備にかかる費用だと思うのですが、参考までに300万円、半分以上。実施しないで半分以上支出になっているわけですので、その内訳といいますか中身をちょっと教えていただきたいという点と。

もう1点が19ページですが、最終補正 この年度の最終の調整という意味だということになればそれまでなのですが、ここに敬老会事業の助成金の減額があります。9月

に行われた敬老会事業の最終の調整が、6次の最後の専決で出てくるという、何か理由がありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思います。

教育次長 21ページの歩くスキーフェスティバルの関係であります。減額につきましては議員さんが言われたとおり中止ということでの減額であります。この間に若干使ったというその内訳です。詳細はちょっと資料を持ってきませんでした。主に使った内容といましては、これまでの間に参加する方につきましては参加賞を全部お配りしまして、それにはお金を使いました。あとはいろいろ申込みだとかそういったいろいろな準備作業に使いましたので、そういった関係で一応予算の方を使わせていただいたという内容であります。

福祉保健部長 19ページの敬老会事業であります。最終の専決になったということでもありますけれども、実施時期がすべてみんなそれぞれ一緒ではありませんので、そういった問題もあります。それから人数によって出席者が2,300円、それから欠席が1,000円ですか、というようなことで金額が違っております。人数の報告が集落から上がってくるのにちょっと時間がかかったというようなことで、申しわけありませんでしたが今回の補正ということになりました。以上であります。

宮田俊之君 同じページの21ページでお願いしたいと思います。今ほどの質問の内容といいますが、やり方と同じなのですけれども、真ん中の県営事業負担金事業ですか。やはり予算の方では1億2,000万円ですかで半額になっているということですが。最近言われておりますとおり、県に対して新潟市がああやって内容についていろいろと説明を求めるとか、いろいろと行っているようです。

こうしてやはり大枠の予算をとりながら半分以上マイナスになってしまうというような内容で、当南魚沼市としては県の方に、こういった内容を明細について説明を求める気があるのかないのかについてお尋ねいたします。

建設部長 当初予算で1億5,000万円みておりまして、今回7,400万円ほどの減ということでございます。特にまず県営の市町村負担金につきましては、毎年、年度初めに率の確定が来ます。例えば県単の地特は何パーセント、改築は何パーセント。そして維持補修費の融雪のあれは何パーセントということで、大体5パーセントから20パーセントの負担率になっております。

その明細でございますけれども、当初予算では出てこないのですが最終的に2回支払いがございまして、9月と年度末ということで、その中では明細的に路線ごとに出てきておりますので、県からのその明細については私ども把握しているところでございます。以上でございます。

牧野 晶君 3点ですが、ちょっとまず私、どういうふう考えているのか聞いてみたかったのですが17ページの寄附。すみません、うる覚えでちょっと申しわけないのですが、例えばふるさと納税寄附ってあるじゃないですか。その中で市長におまかせコースとか、あと目的をもったの寄附があるわけですよね。そういう点である一定以上、例えば指定寄附になると多分議決がいたると思ったのですがけれどもそういう点。あったと思ったので

すけれども、そういう点はちょっと金額を忘れたのでその確認をさせていただきたいし、これがふるさと納税の場合は指定寄附に入らないというのであれば、それはそれでその考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

あとこの補正予算に対する全体的な考え方としてなのですが、第6号、専決ですけれども、これから同じ議会の中で職員の給与が出てくるわけですね。削減するのが出てくるわけですが、今回第7号が出ていないのは、簡単に言えば条例では減額する条例を出しておいて一般会計補正予算第7号がこの同じ議会に出てこない・・・（「これは20年度」の声あり）

すみません。補正ではなくて21年では2号か1号になるのか。1号になるのですね。そういう点が出てこない理由というのは、当然削減の条例が出てくればあれが出てこなくてはいけないと思うのですが、その点のちょっと考え方をすみませんがご答弁いただきたい。

あと、減額、減額、減額の最終のほぼ確定の、そのための補正予算だというわけですが、ルール違反で答えられないというのであれば答えなくて結構ですが。プレミアム商品券20年度の3月でやったわけですね。その売れ行きがかんばしくないなんて聞いて、一部には平日ではなくて土日に販売してくれという声があるわけです。そのところ6月1日以降になったら4セットを今度は売っていけるので、売れ残りということはないと思うのですが、せっかくいい施策をしているのに一部に平日の昼間では買いに行けないよという不満がある。そのところのフォローの方法というのも本来であれば考えていかなければいけなかったのかなという思いがあって。もし、答えられないというのであればそれはそれで。私もルール違反的なことを言っているのだからなのですが、その点聞かせていただければと思います。

総務部長　ふるさと納税の方でございますが、いわゆる自治法上の指定寄附、例えばこの土地を寄附するので何かに使ってくれという用途がきちんと決まっているという部分については、それは自治法上の決めがあると思いますが、ふるさと納税についてはそういうものではないというふうに思っております。

ちなみに3月31日現在7コースあるうち市長におまかせコースというのが93人　これは人数でございますが、総数で104人いらっしゃいまして、そのうちの93人がおまかせコースということです。あと安心して暮らせる福祉のまちづくりコースということで例えば3人とかということで、都合1,644万円ほどいただいておりますので県下でも確か十日町さんの次、2番目ではないかというふうに思っております。

それからもう1点、条例と予算であります。職員給与のこれから出てくる部分で、どうして補正を出さないかということだと思います。予算がないのに条例を作るというのは自治法上まずいとは思いますが、予算を留保しておくということは何ら問題がないと思います。今回この後ご説明を申し上げるのは凍結ということでございますので、そこから削減をするということではなくて、今6月でもこの後提案をするという予定にはなっておりません。以上です。

産業振興部長　プレミアム商品券の件でございますが、確かに今のところ私どもが当初

予定していた件数を大分下回っておる状況でございます。大体今は3,000ちょっとくらいの状況かなというように把握しているところでございます。それで6月1日に広報には、今度は4口の早いもの勝ちというのでこれが入るわけでございます。今、商工会の方と調整をしておりますが、1週だけ様子を見させていただいて次の週、今のところ13、14 土日でございますが、この前段の12か11のあたりに全戸配布のチラシを入れまして、土日の販売をするということで今、商工会さんの方と話をつけております。多分そのとおりに動くと思いますので、私どもこの時期に完売をしてしまおうという計画でございますので、ぜひ議員さんも買いに行ってくださいねと、こう思いますのでよろしくお願いします。

中沢俊一君 20ページ、21ページになりますが、除雪費のことです。これだけの少雪だったわけで例年6億円台の半ばで見ているその除雪費が、6億1,000万円ということであればそう大きなくらいはなかったと。業者さんの方に金が回らないでと本当に心配する向きもあったわけですが、この程度でおさまっているということでもありますけれども。どの程度の業者さんに対しての待機、それから何ていいますかそういう補償がなされているのか。また、参考までに20年度の累積の降雪量あたりが確認できたらと思っておりますが、よろしくお願いします。

建設部長 それではお答え申し上げます。まず累積の降雪量が4メートル73センチでございます。例年の雪ですと、議員おっしゃいましたように大体6億円から7億円で通常できているということでございまして、今年度4メートル73センチということで執行額が約3億7,600万円ほどになりましたので、1億8,800万円の減額ということでございます。

そして待機補償料につきましては、各ロータリー、ドーザー等々ございますがその中で全体の総額が5,212万4,000円ほどの待機補償料を支払ったということでございます。1台当たり5,800円。それで基準がございまして、例年の10メートル降雪量、それ以下の場合、それと稼働時間が180時間までということで、例えば100時間動いたのであれば80時間に対する5,800円というかたちの中で計算をさせていただきまして、20年度につきましては5,200万円ほど待機補償料を払ったということでございます。以上でございます。

中沢俊一君 ちょっと金額的にはわからないところもありますけれども、要はまあまあこの程度、3分の1程度の降雪量であっても6億円ちょっとのお金が・・・(「違う」の声あり)違いますか。では確認をさせてください。6億円ちょっとのお金は業者さんに流れているとみていいでしょうか。違うのですか。

建設部長 通年の10メートルほど 10年間平均ですと大体10メートル降雪量がございます。そうした中でいきますと6億1,000万円ほどの金額が業者の方へ入るのですが、今回は4メートル73センチということで3億7,600万円ほど機械の委託料で出したと。その差額分として待機補償料ということで5,200万円ほどの支払いが出たということで、総額4億3,000万円ほどになりますか。それだけ支払ったということでござ

います。

山田 勝君 1点だけ教えてください。19ページの電算対策事業費、パソコンリース料150万円の減額であります。当初契約でされている中で150万円減額。その中身の説明をお願いしたいと思います。

総務部長 今回のパソコンのリース料については事業費支弁分が入ってこちらで減額ということであります。補助事業のところからそちらの方へ財源充当するということですので、一般的な財源は食わないと。補助金を使ってということこちらが減ったと。一般財源の方が減ったということでございます。

腰越 晃君 7ページの繰越明許費補正ですが、3月当初が終わった後、5月ということとまでまだ2カ月経たないうちにまたこれが出てきたわけなのですが、理由等をお聞かせ願えればお願いをいたします。

それから19ページ。職員費あわせて1,700万円の削減ということなのです。今ほどのここに書いてある項目ですと産休等代替職員賃金で900万円ということなのですが、この内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

建設部長 では1点目の最初の方の繰越明許費の補正でございます。この繰越明許費につきましては県営の十二沢川改修事業がございまして、それに伴いまして合併施工。市道と市道橋がございまして、その辺の負担があるわけですが委託料になってはいますが。その関係で県の方の繰越見込が、3月当初ではなくて3月20日過ぎに見込みが来たということの中で、3月補正ではできなくて専決処分をさせていただいたものでございます。これの市道部分の県の繰り越しと同時に、市道の負担の方も繰り越すということでご理解願いたいというふうに思っています。以上でございます。

総務部長 当初予算で見積もったよりもいらなかったということございまして、ただ、臨時職員賃金につきましては、例えば保育所ですと確定数値はちょっと覚えておりませんが約200名ほどおるわけでありまして。その他臨時賃金ではつきりは承知をしておりますが約400人ほど例月でいるわけでありまして。その部分の精査の結果900万円不用額が出たということでございます。

腰越 晃君 最初の方はわかりました。200名 マックス400名ととらえていいのか、ちょっとよくわからなかったのですけれども要するに保育園関係で臨時的保育士さん、そうしたものを雇い入れる必要があるということの、実際の当初予算で見込んだ付加といいますが、仕事の付加といいますが。それよりも結果として低かったと。いわゆるそれだけ人員を確保しなければならない需要というものはなかったという、必要性がなかったということとしてとらえてよろしいのでしょうか。

総務部長 先ほど申し上げました400というのは全部でございますので、その内訳として保育所の方で約200人ほどいるのかなということであります。産休代替でありますので、当初予算で見込んでそれがそのとおりにいくかと言われますと、なかなか現実には難しいということでもあります。そういうことをご承知をお願いいたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず本件の承認に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について(平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第5、第2号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例及び南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第2号報告 南魚沼市税条例及び南魚沼市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、それぞれ地方税法の一部を改正する法律、及び同施行令の一部を改正する政令、並びに同施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成21年3月31日に公布をされたことに伴いまして、改正をするものであります。

改正をされた法律、政省令に基づきましてお手元に差し上げてありますように南魚沼市税条例及び南魚沼市税条例の一部を改正する条例につきまして、3月31日付で専決処分により改正公布をいたしましたので、ここで地方自治法第179条第1項の規定に基づいて議会の承認を求めるものでございます。

特に今回の改正につきましては平成20年4月30日、条例26号により改正をいたしました、南魚沼市税条例の一部を改正する条例の中の附則の部分に係る施行期日の読替規定が、今回新たにまた改正をされたということに伴います改正も含んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

それぞれお手元に交付をいたしました改正条例のほかに、改正箇所に係る新旧対照表、及び改正条例文に関する要点を記載いたしました第2号報告資料を添付してございますので、その報告資料をご覧いただきたいと思います。

影響が多いと思われるところにつきましてご説明を申し上げます。なお、条例本文につきましては今ほど申し上げましたように、第1条による改正並びに第2条による改正として税条例附則の改正、第3条の改正といたしまして南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部

改正の条例というかたちになっておりますので、お願いをいたしたいと思ひます。それではその資料をご覧いただきたいと思ひます。

1 といたしまして、南魚沼市税条例の一部を改正する条例、第1条の改正関係であります、(1)につきましてはそれぞれ記載のとおりでありまして、法律番号あるいは申告様式の追加に伴う改正であります。

それから(3)でございます。第27条から36条の5の改正関係であります、ここでは公的年金から特別徴収制度が本年の10月から導入されることになっております。公的年金等以外の所得に係る所得割額につきましても、特別徴収による税額に加算をしながら徴収する規定となっていたところでありまして、今回の改正でその規定を削除する関係の改正関係であります。

それから一つとんでいただいて(5)であります、第44条の改正であります。これは固定資産税の納税義務者等を規定した条文でありますけれども、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置が拡充されたということに伴いましてここで改正をしたものであります。

それから(6)第46条の2から47条の関係であります、これにつきましても固定資産税の非課税等特別措置の創設というのがなされまして、それに伴う改正規定であります。それぞれ地域で必要な医療の提供を行う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけ、緊急医療等確保事業に係る固定資産税の非課税措置が創設されたということに伴いまして、今回専決で改正をいたしました。

続きまして2といたしまして、南魚沼市税条例附則の改正。同じく第1条の改正であります、それぞれ(1)といたしまして第6条の3、それから第6条の3の2、第7条の改正規定であります。個人住民税における住宅ローン特別控除が創設をされたということに伴いまして専決改正をしたものであります。

内容について若干説明を申し上げます。対象者といたしまして平成21年以後分の所得税において住宅等借入金特別税額控除の適用のある者であります。これは平成21年から平成25年までの間に入居をした者に限るということであります、これらについて住宅ローン特別控除が適用されるということであります。

控除額であります、所得税額から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除と同額であります、9万7,500円を限度に、住民税から控除をされるという内容でありまして、10年間あります。

なお、この措置に伴いまして当然市町村の住民税が減収になるわけでありまして、この額については減収補填特例交付金により全額補てんをされるという内容であります。さらに申告については給与支払報告書等に所要の改正を行いながら、市町村への申告は特に不要という内容の改正規定がここで改正をしたものであります。

それからその関係の(3)であります、第9条の3、第9条の4であります。これにつきましては阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震に係る固定資産税の特例の適用について定

められている条文であります。それぞれ適用期限を迎えたことに伴う改正の規定でありまして、ここで改正をさせてもらったものであります。平成21年3月31日まで被災した家屋にかわって新たに取得した家屋の固定資産税を、取得後減額をするというものでありましたが、この適用期限を2年間延長するという内容であります。

それから(4)であります。第10条から第14条2の改正関係であります。平成21年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等を行う改正であります。それぞれ固定資産税につきましては、原則3年ごとに評価替えをしながら見直すという制度がとられておりまして、平成21年度につきましては3年に1度の評価替えの年度であります。平成21年度から23年度までの各年度分の固定資産税の額につきましても、これまでと同様引き続き土地に係る負担調整措置、あるいは価格の下落修正措置がこの年度からも行われるという期間の延長に伴う改正であります。

それから(5)の関係であります。11条の2の関係で用途変更宅地等の「みなし方式」の適用延長ということで、これにつきましても21年度から23年度までする改正規定であります。

それから以下(6)、それから裏面に移りますけれども(7)、(8)であります。市民税の課税に際しまして、それぞれ分離課税に係る課税の特例や、軽減税率の特例等を定めた規定になっております。住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除等の適用を行うに際しまして、それぞれ算出をされた所得割額からそれぞれ税額控除を行うとする場合の改正規定、あるいは軽減税率の適用対象事業の追加と、適用年限の延長等に伴う改正であります。ここでの個々の説明は省略させていただきたいと思っております。

それから(9)から(11)につきましては、それぞれ金融証券税制関連の見直しに伴う改正と寄附金税額控除及び前段申し上げました住宅ローン特別控除規定をそれぞれここで加える改正であります。余り事例がないだろうというふうに思われますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に資料中ほどの3といたしまして、同条例附則の改正。条例第2条による改正関係であります。第9条の2、第9条の3、9条の4の関係の改正であります。これにつきましては長期優良住宅といわれまして、いわゆる200年住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置が導入されたことに伴う改正規定であります。新たに長期優良住宅という認定制度が創設されたことに伴う減額規定をここで整理するものであります。通常の場合新築後5年間でそれぞれ一定の基準の住宅でありますれば固定資産税が2分の1の減額になるという内容であります。

続きまして2ページの下段であります。4の南魚沼市税条例の一部を改正する条例、附則の一部改正の関係であります。(2)といたしまして第2条第6項の関係であります。これにつきましても寄附金税額控除の適用における経過措置につきましてここで追加規定をするものであります。

それから一段とんでいただいて(4)であります。第2条第10項から旧第2条13項

あるいは旧第2条15項の改正関係でありますけれども、個人住民税に関する経過措置を定めた条文であります。上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例をそれぞれ3年間延長することに伴う改正規定であります。

それから(5)の関係であります。同じく上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する課税の特例を規定した条文でありますけれども、それぞれ記載のように旧第2条第13項及び第15項の削除に伴いまして、条文上頂ずれが生じたのでここで改正をしたものであります。

お手元の議案の中で改正条例本文の方に戻っていただきたいと思いますが、12ページをご覧いただきたいと思います。附則の関係であります。第1条といたしまして施行期日につきましては平成21年4月1日からとするものでありますけれども、記載の(1)(2)及び14ページの(3)(4)(5)につきましては、施行期日がそれぞれ規定されております。条文によりまして施行期日がそれぞれ違っておるために、第2条、第3条でそれぞれ経過規定を定めたものでありますのでご覧をいただきたいと思います。ここでの説明は省略をさせていただきます。

以上大変長くなって恐縮でありましたが、これで第2号 専決処分した南魚沼市税条例及び南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例及び南魚沼市税条例の一部を改正する条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第6、第3号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第3号報告 南魚沼市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましてもそれぞれ地方税法の一部を改正する法律、及び同法施行令等の一部を改正する政令、並びに同法施行規則等の一部を改正する

省令がそれぞれ平成21年3月31日に公布されたことに伴いまして専決処分を、改正をしたものであります。それぞれ改正をされた法律並びに政省令に基づいて3月31日付で専決により改正、公布をいたしましたので、ここで地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして議会の承認を求めますのでございます。

お手元に交付をいたしました改正条例のほかに、改正箇所に係る新旧対照表及び改正条文に関する要点を記載いたしました、先ほどの資料と同じ綴りの中に入っていると思いますが、第3号報告資料を添付してございますので、その報告資料をご覧いただきたいと思っております。

これは前段、税条例の改正のところでも申し上げましたが、平成21年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等を行う改正規定であります。それぞれ固定資産税につきましては前段申し上げましたが原則3年ごとに評価替えを見直すと。評価額を見直すという制度がとられておりまして、この年度は3年に1度の評価替えの年度に当たりますが、平成21年度から23年度までの各年度分の都市計画税の額も引き続き土地に係る負担調整措置、価格の下落修正措置が行われるということに伴う期間の延長を行う改正であります。

それでは一部を改正する条例本文の5ページに戻っていただきたいと思っております。それぞれ附則といたしまして、1番といたしまして施行期日につきましては平成21年4月1日から施行するものであります。

2といたしまして、経過措置といたしまして記載のような読替規定を定めたものでございますのでよろしくお願いをいたします。

以上で第3号 専決処分した南魚沼市都市計画税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第7、第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第4号報告 南魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。今回の改正は国民健康保険法の一部を改正する法律の改正を受けまして、改正された法律について国の準則等に基づきまして、南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正を平成21年3月31日付で専決処分により改正公布をいたしましたので、ここで地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして議会の承認を求めるものでございます。

お手元に交付をいたしました改正条例のほかに改正箇所に係る新旧対照表及び改正条文に関する要点を記載いたしました第4号報告 南魚沼市国民健康保険税条例の改正理由についての資料を添付いたしましたのでその報告資料をご覧いただきたいと思います。

1、国民健康保険税条例本文の改正関係であります。（1）第3条、課税額を定めた規定でありますけれども、介護納付金課税額の課税限度額引上げに伴う改正規定の整備でありまして、現行9万円を10万円に引き上げるものであります。介護納付金賦課限度額の見直しにつきましては、平成18年度から9万円とされてきたところであります。介護給付費あるいは被保険者の所得の動向等を勘案しながら、中間所得者層の負担の軽減を図るということの趣旨から、今回10万円に引き上げられたという内容で見直しをされたという内容であります。

それから（2）第10条関係についてでありますけれども、国民健康保険税の2割軽減の対象となる納税義務者の要件の見直しがされましたことに伴って、ここで改正をしたものであります。国保税の算定におきまして低所得者に対する軽減措置が適用されているところでありまして、このうち2割軽減該当者に対しては、一部でありますけれども制限があったわけでありまして、今回の改正によりましてほかの7割あるいは5割軽減と同様に、一律に画一的に適用するという改正規定であります。

それから（3）の第11条の関係であります。介護納付金課税限度額の引上げと国民健康保険税の軽減対象の見直しに伴うそれぞれ規定の整備を行ったものであります。

2であります。同条例附則の改正関係であります。（1）であります。9項から第21項の関係につきましては、それぞれ今ほど申し上げましたように軽減対象の見直しに伴い附則の中で関連する項についてそれぞれ規定を整備したものであります。

それから（2）の関係であります。第10項から第15項の関係であります。上場株式等に係る配当所得にかかる国民健康保険税の課税の特例を定めた条文であります。配当所得の申告分離課税制度の創設に伴いましてそれぞれ規定の整備を行ったものであります。

（3）といたしまして第11項の改正関係であります。これにつきましては租税特別措置法における土地等の長期譲渡所得の特別控除、これは1,000万円であります。この制度が新たに創設をされたことに伴います改正規定でありまして、あわせて軽減規定の見直しに

伴う改正関係をここで行ったものであります。

それから（４）であります。これにつきましてもそれぞれ租税特別措置法の改正を受けて規定の整備をここで行ったものであります。

それから（６）１７項の関係であります。先物取引に係る雑所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めたものであります。今回の２割軽減の対象の見直しと課税の特例の対象にそれぞれ譲渡所得を加えることに伴う改正でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは改正条例本文に戻っていただきたいと思えます。条例本文の６ページ、７ページでございますが、附則の関係であります。１としてこの条例の施行期日につきましては平成２１年４月１日からとするものであります。以下（１）（２）（３）の各号に掲げる規定につきましては施行期日をそれぞれ記載の日から施行するものであります。

２といたしまして適用区分であります。改正後における南魚沼市国民健康保険税条例第３条第４項及び１１条の規定につきましては、平成２１年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用するという内容でありまして、平成２１年度分までにつきましてはそれぞれ従前の例によるという適用区分の規定でありますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

以上、大変長くなって恐縮でしたがこれで第４号 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 この説明の中でのあれなのですけれども、２割軽減も一律軽減対象とするというふうにあります。７割、５割、２割のその規定みたいなものがあつたらお聞かせいただきたい。どういう場合が７割で、どういう場合が５割で、どういう場合が２割になるという。余り面倒くさかったら後でもいいのですけれども、今、簡単に答えられるようでしたらお願いします。

市民生活部長 一定の、国で定めた所得の限度額があります。それ以下なら７割、ある一定の金額より下の場合は５割という基準額が定まっております。これは私どもが任意に定めることはできないわけです。７割軽減の対象になる限度額であります。国保加入者の所得が３３万円以下であればもう７割軽減になるということになります。それから５割軽減の内容であります。これは一応計算式があるのですが、国保の資格者から一人を引いた人数に２４万５、０００円を掛けまして３３万円を足した合計額以下であれば５割軽減ということになります。２割軽減につきましては国保の資格者数掛ける３５万円足す３３万円以下であれば２割軽減に該当するということとなります。

私が説明した一部の条件が制限があるという内容は、条例上前年の所得に対して翌年度国保税を課税するわけですが、翌年度に著しい所得の伸びがあつたというように見られる場合には軽減はしなくてもいいよというのが今まであつたのです。が、それは非常に手間通した

というようなこともあったり、画一的にもう職権でできるというので今回、より明確になったということで、画一的にもうこの所得以下であれば2割の該当になるという改正規定であります。以上です。

岩野 松君 大体わかりました。そしてこれはあくまでも昨年度の、例えば21年度に課せるとすれば20年度の所得に対しての計算なのですけれども、今みたいな情勢の中で急激に落ち込みがあったりいろいろあって、20年度よりも今年の方が先行きどうしてもマイナスになってこれに該当するという場合は、この軽減に該当していただけるのでしょうか。どうでしょうか。

市民生活部長 今ほど申し上げましたようにあくまでも課税の対象となる所得は、平成20年度に対する所得を翌年度の課税標準にして掛けるわけですから、今言ったような基準に該当すれば7割、5割、2割の適用を受けながら課税がされるということであります。(「今年の予測としてがくんと下がるとかそういう場合のものは」の声あり)

その場合は、今年著しく前年度に比して所得が落ちたけれども前年度までは所得があったと。当然課税が出るわけですね。そういう場合につきましては、その基準というのはもちろんないわけですが、聞き取り調査をしながらどうかたちで納税をしていただけるかという部分も含めまして、相談をさせていただくということです。が、あくまでも前年度の所得に対して今言った減免基準を適用しながら課税をさせていくと。課税された後にどうなるかという部分については納税の問題でありますので、それは相談に応じながら納めやすい態勢をしながらやっていく以外に方法はありません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第8、第5号報告でございますけれども、局長の方から発言の申出がありますのでこれを許します。

議会事務局長 大変申しわけございませんが、日程第8、第5号報告の議事日程における議案の案件名にミスプリントがございました。大変申しわけございませんが、議事日程第

1号の日程第8、第5号報告 専決処分した事件の「承認」についてとなっておりますが、専決処分した事件の「報告」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは日程第8、第5号報告 専決処分した事件の報告について（権利放棄について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 ご説明の前にまことに申しわけありませんが、添付の資料に誤りがありましたのでご訂正をお願い申し上げます。5ページをお開きください。第5号報告資料というふうに上の方になっておりますが、一番下の枠の欄外に（2）とありますが、上から順番にいきますと（3）のミスタイプでございます。まことに申しわけありませんがご訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは第5号報告 専決処分をした事件の報告について説明を申し上げます。自治法の180条1項で議会の委任による専決処分ということで、3ページの専決処分書のとおり専決をさせていただきます、権利の放棄の処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。

5ページの第5号報告資料をご覧いただきたいと思います。上の方に1として債務履行不能理由別放棄債権の状況というふうに記載をしてございます。いずれも市債権でございます。給食費が2件、水道使用料が168件、病院料金が7件、都合177件の権利放棄をさせていただきます。

内容について若干触れさせていただきます。一番上の（1）でございますが、給食費は2件で記載のように7万5,510円でございます。実員も2名でございます。13年度と平成15年度の債権で生活困窮により債権を回収することができなかったということでございます。2年の債権消滅時効期間は経過をしております。生活困窮の状況が改善し債務を履行できることが見込めませんので、債権放棄の処分ということにさせていただきました。

（2）水道料168件、475万5,822円につきまして債権放棄の処分専決をさせていただきます。件数につきましては年度別の件数ということになっておりまして、実人員は86名でございます。平成10年から平成16年までの債権で死亡あるいは行方不明、生活困窮、倒産等の理由により債権回収ができなかったものでございます。水道料につきましては2年の消滅時効ということでございます。経過はしておりまして、今後債務者が時効を援用せずに債務を納付するということが見込めませんので、このたび債権放棄の処分を行わせていただいたものであります。

表の中の徴収費用過大というのは、県内の遠いところ、あるいは県外にある場合、例えば1万円を取りに行くのに2万円、3万円かかってしまうということでございますので、させていただきますということでございます。

それから先ほど直していただきました（3）病院料金でございますが、7件、73万9,770円、実員も7名でございます。平成13年から平成15年度の債権で死亡、行方不明、無財産の理由により債権回収をすることができなかったということでございます。今後債務者が時効の援用をせずに納付すると、これも見込めませんので債権放棄の処分をさせていた

だいたということでございます。

なお、個人ごとの金額につきましては企画政策課に一括して保管をしてございます。閲覧に供することができるようにしてありますので、必要に応じご覧をいただきたいというふうに思います。以上簡単でございますが第5号報告の説明にさせていただきます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

山田 勝君 水道料金が該当するかどうかと思うのですが、専決で権利を放棄することができるのは50万円未満と認識しておりますが、この水道料金の中に50万円を超える方はいないということですね。

総務部長 指定専決、おっしゃるように50万円でございますのでそのとおりでございます。

佐藤 剛君 お聞きしますけれども、5ページの状況の中で例えば2番、水道料金の行方不明118名。そしてまた(3)の病院の方にも4名いますがここなのですけれども。これが件数で人数ではないということは承知していますが、これだけ住民登録制度がきちんとしている中で、行方がわからないというようなことでこういうふうなこともちょっとどうなのかなというふうなこともあります。こちら辺の努力の経緯をちょっとお聞かせいただきたいという点と。

徴収費用過大ということでもわかりました。その徴収に行くに経費の方がかかってしまうと。それは当然のことなのですけれども、となれば、これがその料金の支払いなりが滞った時点でこうなることはわかる場合が多いわけですよ。これは後で徴収するに費用の方がかかってしまうというような、そういう場合何らかのやはりそうならない、至らない間のこれもまた努力といいますか、対応も必要なのかなというふうな気もします。その行方不明者への努力とその徴収費、費用が将来拡大するであろう、そしてまたこうやって落とさざるを得なくなるであろう、そうなる前の事前の対応策みたいなのがありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

総務部長 いずれも当然時効期間前は催告なりすることができるわけでありますから、個々に滞納になった部分についても個表を作って追いかけてきたのが、その時効期間前であります。その後時効期間のときも全部個表を作ってその人の中がどうだということまで調べた結果、こういうことで専決処分をさせていただいたということであります。ですので、きちんと債権回収の納付努力をいたしたのですが、残念ながら取れなかったということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

行方不明は確かに住基に登録されていればそれは住基でわかるということになりますが、なかなか追いかけていけないものがあると。本当に行方不明 例えば職権削除というのがありますが 職権削除されてしまったというのも現に南魚沼にも何人もおるわけでありますので、現在の住基上で追いかけてられなかったものであるということだというふうに認識をしております。以上であります。

牧野 晶君 1番、2番は生活困窮があるということですが、ちょっと例えば学校給食の場合、就学援助制度というのがあるわけです。そういう方でめれた方で生活困窮というのが、ちょっと私はどういうふうに説明されるのかなという点がわからないのですが。要は生活困窮であれば就学援助を受けられるわけですよね。そこで要は補えなかったという点をどういうふうに思っているのかについてと。

あと例えば死亡の場合、相続だって発生するわけですよね、あとそれ以外の点について。そのときの例えば病院にしる、水道にしる、相続の場合はどういうふうな動きになっていくのかについてお考えをお聞かせいただければと思います。

総務部長 死亡の部分でございます。当然負債も相続をするということになりますので、相続権者、相続人がそれを相続するということは民法上そうなると思います。ただ、先ほど申し上げましたようにいずれも時効が成立しておりますので、相続人にお願いをしたときに援用されればそれでいただけないというような事案であります。

教育次長 学校給食費の滞納者が2人いるわけですが、このうちお一人は就学援助を受けていた方で、一人は就学援助を受けていない方でありました。それでお一人の方は就学援助も受けていたわけですがけれども、就学援助は給食費につきましても100パーセントは出ないものですから、その差額という部分が滞納になったという分です。もう一人の方につきましては就学援助を受けていないということでありました。

就学援助をこういった生活困窮者については、そういった生活困窮がわかれば就学援助をお勧めしているわけですがけれども、中にはそれまで就学援助という制度を受けていない方、あるいは受けようとしましてもこれはやはり手続きがいるわけですし、例えば税の申告を全くしていないとかそういった方がおありまして、なかなか生活が困窮しているからといってすぐに就学援助を受けられないと。そういった面でお一人の方は就学援助を受けておられないわけですが。ただ、この方は、もう一人の方につきましては就職もなかなかままならないということで現在生活保護の状態だということですので、そういったかたちで今は生活保護費の方から出ているという状況です。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 日程第9、第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第4号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市 長 6号報告についてご説明を申し上げます。収益的支出につきまして水道事業費用の既決予算予定額24億9,236万8,000円でございますけれども、営業収益外費用において消費税と地方消費税確定分2,043万5,000円の支払いが生じたために、総額25億1,280万3,000円に改めたい。この補正の専決処分をさせていただいたものであります。

詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは専決した内容につきましてご説明申し上げます。まず3ページをお開きください。3ページの第2条でございますが、3条予算を収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するというようなことで、2,043万5,000円を追加するものでございます。支出の方でございます。総額を25億1,280万3,000円に改めるものでございます。

先ほどちょっとお話がありましたように次のページをお願いいたします。収入は変わりありません。支出において消費税が2,043万5,000円増というかたちでございます。9ページの方に内容が出ておりますが、工事請負費等減による仮払い税の減というようなことの言い方をしておりましたが、これは実際業者の支払い 業者の方に工事してもらうと税を払います。その前にうちの方は収入で得たものに税がかかっておりますので、それを相殺していいことになっておりましたが、12月に工事請負費等を大分落としました。いろいろ協議の結果、翌年度送りとかそういうのが出てきたので、その分が消費税にはね返ってくるというようなことで2,000万円ほどの増というかたちになりました。これは消費税の決定額に基づいて清算額というかたちで私たちは処理をした。3月31日で決定がなされたというようなことでございます。

戻りまして3ページの下の方に専決日21年3月31日付というようなかたちでさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定を願いたいと思っております。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について(平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第4号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第6号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

(午前10時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 日程第10、第46号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第46号議案についてご説明を申し上げます。6月期の特別職の職員の期末手当の支給月数について改正をお願いしたいものであります。人事院は景気の急速な悪化ということから緊急的に特別調査をいたしました。その結果5月1日、21年6月に支給する期末手当 これは職員も含みますが、勤勉手当について特例措置とするという勧告を行っております。

これは今回実施をした特別調査約2,700社、4月の7日から24日にやったようでございますけれども、対前年比で三角の13.2パーセントという結果だったようであります。民間企業における本年の夏期一時金は昨年に比べ大きく減少することがうかがわれるということから、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましい。また、12月期に特別給で、いわゆるボーナスで1年分を精算しようとする大きな減額になる可能性がある、ということを考えて講ずる措置だということでございます。

現時点で夏期の一時金の全体の状況を十分に把握できていないということでございますので、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当という勧告がございました。

内容は職員で期末手当の分が1.40から1.25、0.15の減額。勤勉の分で0.75が0.70、0.05の減額ということで合計0.20月の減額を勧告の内容としております。県下の状況につきましては議運で資料が出ておりましたのでお手持ちだと思います。特別職につきましては人勤の範ちゅうではありませんけれども、準拠してということで改正をお願いするものであります。

改正条例につきましては条立てで1条が市長、副市長で1本の条例になっております。教育長につきましては2条の関係。それから水道事業管理者につきましては3条の関係ということでございます。いずれも職員の給与条例を読み替えて適用をしております。6月期は100分の160、1.6月ですが、これから0.15月を引きまして100分の145、1.45月とさせていただきたいものであります。附則で特例措置として加えさせていただきたいというのがそれぞれ3条の中に記載をされております。ちなみに削減といいますが凍結の効果が45万6,000円ということになっております。

なお、それぞれの本条例の2条の改正がありますが、市職員の給与に関する条例が先に改正をされております。それに伴いまして並びにこれらに対する地域手当の月額という文言を加えさせていただくものであります。施行日につきましては附則で5月31日から施行したいと。基準日が6月1日であるものですから、したいということでありませう。

以上、説明といたしますけれども、よろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

寺口智彦君 市長にお伺いしたいのですが、人事院勧告、これに従うというそういうお考え 46号ですよ、特別職ですよ。すみません。ちょっとわきから変なのが入りまして 市内の景気といいますか、それについての市長の今のお考えといいますか、感想といいますか、それをお聞かせ願いたいと思うのですけれども。私は非常に3月の時点よりさらに悪くなっているのではないかなというふうに。特にハローワークの方の求人倍率などを見ても悪化をしているという状況であります。

3月でも出しましたけれども、プレミア付きの商品券についてもなかなか引換えをしていただけないというところも、実は財布の中にお金がないのではないかと。そのように私は思っているのですが、市長はそういう状況についてどういうお考えかというのをちょっとお聞かせ願いたい。

市長 市内の景気動向といいますか、民間の状況であります。20年度予算で企業の皆さん方に融資、その際の保証料免除といいますか補助をやったわけです。これが20年度予算6,600万円を確か用意していたわけですけれども、100パーセントどうも使い切れてはいないようです。これは期限切れということもあります。

21年度また同じく額を処置させていただいたわけですけれども、使用状況が20年度に比べますと非常に下がってきているということでもあります。ただ、これは景気がよくなったということではなくて、一応資金的な手当といいますか、そういうことはおおむね必要とされる企業にはある意味では一巡したということだとは思いますが、今、言われましたようにそれによって景気動向が上まったということではありません。有効求人倍率は大体今0.35くらいでありますので非常に厳しい状況であります。ですので、景気動向はまだ好転するとか上向いたという認識は全くもっておりません。

ただ、天地人博等の入り込み、これらについての効果は当然出ている。市内といいますか、六日町温泉の旅館に限って申し上げますと、5月の連休明け時点では昨年より宿泊者数が3割伸びている。市内全体でも1割くらい伸びているという報告もありますので、そういう面から景気の底上げといいますかを図っていかねばなりません。

今、市の方ではまだ県が工事関係を余り発注しておりませんが、市の方は下水道関係を中心に相当数の工事発注を行っておりますので、この効果も遅からず出てくるだろうと思っております。ですので、厳しい認識はいたしておりますが、ある意味ではおおむね底は打ったという感じではあります。雇用関係についても今、私の手元に入っている情報で、例えば正規雇用者がどんどんと解雇されているとかそういう状況ではないようであります。厳しいけれども一応底打ちの部分は見えてきたかという認識をしております。

それから、もう一つ何か言わなければならないことがあったと思いますが、それだけだったか・・・(「再質問します」の声あり) そんな状況だというふうに認識をしております。

プレミアムについて感想といいますかを申し上げますが、これは買うお金がなくて買えないということではないと思っております。1枚は必ず買えるという安心感が一つと、さっきちょっと部長が触れましたけれども土日この販売をしなかったということについて、ちょ

っとこれはやはり配慮が不足していたということだと思っております。

ですので、6月1日以降4枚のこの部分が出ますと、そう遅からずに完売だというふうに思っております。その状況を見ながら必要であればまた年末調整頃には、例えばこういうことが非常に効果があるということであれば、改めてまたプレミアム商品券の発行も考慮しなければならぬという思いであります。以上です。

寺口智彦君 産建の委員会のときですけれども産業振興部の方で市内の業者108社ですかアンケートを行ったと。時短はどうであろうかと。人員削減はどうであろうかというようなところも調査をしたと。その中でもあまりかんばしくない。ただ、ある事業所についてはそれでも頑張っている事業所もあると。そういう報告を受けましたけれども、これは6月の期末手当についての暫定的なものであって、年間を通してもし必要であれば当然、今後もう1回ある分についての相当大幅な減額ということも考えられるわけですからけれども。私は3月の定例会でも申し上げましたが、やはり市長自らもう少し旗を振ってやろうというそういうお考えが。人事院勧告が出されたからではなくてやはり市長自らが、いや、そうではないのだと。私はこれだけ旗を振ってやりますよということをお見せするためにも、率的にもう少し頑張ったところを見せるということがあってもよかったのではないかと思うのですけれども、そういうことについてのお考えを。

市長 その議論につきましては3月のときにも申し上げておりますけれども。職員の給与5パーセント削減という部分については、景気対策とかそういうことではなくて財政の健全化のためにこうやってくれということによってまいりました。ですので、それを戻すということは全く今の景気対策とは関連をしないというふうに私は理解して、皆さん方をお願いをしたわけでありませぬ。

この景気関連について私が思うのは、民間がこういうふうになんて非常に厳しい状況です。それを配慮しなければならぬということにはわかりますけれども、ただただ、公務員の給与だけを下げるとかそういうことではなくて、一番大事なことは民間の皆さん方に対して市としてどういう経済対策ができるかということに私は力点を置く。これは一般の皆さんの気持ちを忖度しないとかがそういうことではありません。

私も自分の子どもが民間に勤めておりますから、民間の厳しさも十分理解しておりますけれども、ただただ、そういうことのためにですから私は今の国会の議論というのは余り賛成しかねます。いわゆる国会議員が我々の給与を下げようと、それはそれで結構です。いっぱいもらっていると思ったら下げてもらえばいいわけですし、民間や一般国民の目線を意識してという、それはそれで結構です。けれども、本質はそこにあるのではないということだというふうに私は理解しておりますので。当然状況は勘案しながらそういうことの状態を私が判断をすれば、それは給与を半減にしようがどうしようがやるときはやります。ただ、今私はそういうことではないと。

そういうことではなくて、とにかく景気を回復するために、そして市民の皆さん方から元氣を出していただくために市が何をできるか。市政として何をやるか。ここに今、私は力点

を置いておりますので、これからではボーナスを下げるかとか。上げるなんてことはありませんけれども、下げないかとかという議論はもう少し今は、私は議会に対してこうする方向だとかということは避けさせていただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第46号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第46号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第47号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 46号議案と同様でございますが、職員の期末手当及び勤勉手当の部分の改正をお願いしたいものであります。市としても人勤に準拠をしてきたことから今般ご提案を申し上げるものでございます。附則の追加ということで特例措置にさせていただきたいということでございまして、6月で0.20の凍結ということでございます。条文の中では附則の29項を加えるという改正でございます。

29項の中で期末手当の部分は16条の5第2項、これが職員の分でございます。100分の140を100分の125にする。それから同じ条文の第3項、これは再任用職員私ども今はありませんが100分の75を100分の70にするという部分であります。

それから勤勉手当の部分でございますが、第16条の8第2項第1号、これが職員の分でございます。100分の75、これを100分の70にさせていただきたい。同じ条文の2号これは先ほど申し上げました再任用職員ということで改正をさせていただきたいものであります。

削減といえますか、凍結の部分につきましては6,772万6,000円ほどになるという予定でございます。

先ほども触れましたが、6月支給については6月1日が基準日ということで定められておりますので、本会でご決定をいただき月末施行、5月31日施行ということにさせていただきたいものであります。

以上で説明とさせていただきますがよろしくご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君　これは全職員というふうになると、ちょっと私はこういうふうと思うのです。例えばうちには大和病院があるわけですが、大和病院の看護婦さんはいつもいつも募集しているわけですね。そういう中で削減していくというのは、看護婦など本当に募集しても来ないようなところは、私は給料体系を変えたり、給料を多くやったりとかそういうふうなことをするのは必要な施策だと思うのです。一律そこまで考えるというのは、ちょっと私はそういう点についておかしいのではないのかなという思いがあるのですが、まず1点。このところのお考えを聞かせていただきたいのと。

あとそれと2年前の人事院勧告では三つ出たわけです。若い人の給料を上げる。それと扶養手当、それとあと期末手当のちょっとアップがあったわけですが、新潟県内の他の自治体、多分10くらいのところは、期末手当については上げるの見送ったと思うのです。

それでうちの方はそのときは上げたわけですが、県内自治体と比較すると要は期末手当とか勤勉手当の支給率というのは、ちょっと高いのかなというふうな思いがあるのですが、そのところを調査しているかどうかについてのご回答をいただければと思います。

議　　長　　牧野議員、今は「看護婦」ではなくて「看護師」といいますので、今後気をつけてください。

市　　長　　ご承知だと思いますけれども、財政健全化の際に職員給与5パーセントカットというときには、医師の皆さん方はこの適用除外とさせていただいて、看護師さんは含めてすべてやらせていただきました。これは看護師さんが今、大和病院ばかりではなくてこの地方、地域のところになかなか集まらないというのは、今それだけの給与が低いからという部分ではないと思うのです。

しかし、病院経営等を考えますと、今、宮永先生もおっしゃっていますけれども公務員としての給与体系では、とても病院はなかなか黒字化なんてことは非常に難しいことだと。ですから今おっしゃったように若いうち、あるいは子育て中には相当額の給与を与えて、それを凍結していくとかそういうことをやっていくには、とてもとても公務員という身分ではでき得ない。ですので、例えば独立行政法人化を考えるとか、いろいろ今、病院改革プランの中でやっているわけですが、簡単にそれができるとは思いませんが、そういう問題であって、給与が低いから今この病院に、大和病院あるいは城内診療所に看護師さんが来ないという状況では私はないと思っております。ですので今回は、医師も含めて一律この減額でお願いをしたいということでありますので、それはご理解いただきたいと思います。

ただ、さっき部長が触れましたようにこれはまだ一時的な処置でありまして、12月にまたどういふことになるかちょっとわかりませんが、これはずっと私は申し上げておりますが、人事院勧告という部分については上げるときは上げてきたわけですので、そういう下げる勧告が出れば当然ですがそれを私は実施をさせていただく。これは職員組合の方にもきちんと申し上げて了解はいただいているところであります。

その状況はこっちで答弁します。

総務部長　　おっしゃったような県下の状況は、当然であります承知をしております。

0.025 勤勉手当の分が違うというのが、9市町村があることは承知をしております。

宮田俊之君 この47号議案のすべて包括というようなかたちでちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、先ほどのプレミアム商品券も含めて市内の産業育成という部分で、この職員給与を今回これが決定した後に会議等々で市長はいろいろ発言されるわけですが、職員の給与をなるべく市内で使っていけとか、そういったことをどの程度言っておられるのか。随分と言っておられたと前にも聞いたのですけれども、今回給与、これも下げるけれども金も使えではちょっと言いにくいかと思うのですが、やはり全職員に対してどの程度まで頑張れ、幹部の職員はどの程度頑張れというのを、どんなふうに説明されるのかについて1点をお伺いいたします。

それと産業育成の部分で先ほど出たプレミアム商品券の関係で、市長今、年末にもというお話をされましたけれども、ちょっと市内情勢の件でちょっと認識が違うかなと思った点が1点あったので加えるのですが、やはり2次利用ですね。仕入れに回ってしまう。商店が受け入れたのだけれども2次利用を、もう一度仕入れに対しての支払いを現金の代わりに商品券を使ってしまうという事例が随分見られまして、結局それを認めているところに集中してしまうわけです。そうすると2パーセント、3パーセントが全部目減りをしてしまうということで、金額が大きくなってきますと大変笑っていられない状態だということもあります。その辺を市長は耳にされていて改善された上でまた年末にされるのか。その辺について2点ほどお伺いいたします。

市長 後段の方につきましては、まだ私はそういう状況まで把握をしておりませんでしたので、改善すべき点があれば、やるとすればまた改善をしながらやっていかなければならないと思っております。

前段につきましては、職員には度々ということではありませんけれども、こういう経済状況でそしてある程度給与も保証されている皆さんでありますから、極力消費をしていただきたい。特に定額給付金の支給が始まる頃からはそのことは申し上げてきました。自分の家はこのくらいなのだということまで持ち出して、これに上乘せをして使おうということは申し上げておりますが。ただ、職員に度々、また朝礼は6月1日にありますのでこのことも含めて話はしますが、そうそう強制的に使え使えということはあれですけれども、そういう方向で皆さん方が気持ちを持って欲しいということは申し上げていくつもりであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第47号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第47号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第48号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第48号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。今回の南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成21年度における国民健康保険税課税に係る個人所得等が確定をいたしましたので、国民健康保険特別会計予算におきまして税に依存する金額を満たす税率につきまして試算を行ってきたところであります。

平成21年度につきましては雇用情勢や経済不況の影響等を考慮しながら、基金からの繰入れと前年度繰越金を財源充当しながら国保税の税率につきましては、据え置きあるいは引き下げることとしたものであります。お手元に改正条例のほか、新旧対照表及び第48号議案資料2といたしまして平成21年度国民健康保険税改正の要旨を添付してございますので、その資料をご覧くださいと思います。

1であります基礎課税分、これは医療にかかる分ではありますが、税率につきましてはそれぞれ資料に記載のとおり所得割、均等割、平等割とも据置きとするものであります。

2といたしまして後期高齢者支援金分でありますけれども、税率につきましても記載のとおり所得割、均等割ともに据置きとするものであります。

3の介護納付金ではありますが、介護分につきましては清算納付金の確定に伴う清算額の増によりまして、税依存額が減少いたしましたので税率の引下げを行うことができました。税率につきましては、所得割を1.49パーセント、均等割を1万2,900円とするものでございます。それぞれ現行税率との比較における減額等につきましては記載のとおりであります。

このほかに制度面においては特に税率に影響を及ぼすという改正はこの年度はありませんでした。

以上の結果であります、資料の5ページの方をご覧くださいと思います。それぞれ区分ごとに国民健康保険税の推移を記載してございます。表の一番下段の全体のところでご説明申し上げます。合計額であります、今年度における国民健康保険税全体では下段の表で黒い太枠、太線で囲ったところでございますが、世帯当りでは4,860円。一人当りでは1,768円。所得割税率で0.17パーセント、均等割で1,000円がそれぞれ減額となるものでありますし、平等割につきましては据置きとなったものであります。医療一般分での応能、応益にかかる負担割合であります、この結果応能割に対する割合が49.92パーセント、応益割合が50.08パーセントとなっておりますのでございます。

改正条例本文の方をご覧くださいと思います。それぞれ記載のように第6条の7とい

たしまして介護納付金課税被保険者にかかる所得割額を100分の1.66から100分の1.49に改めるものであります。また第6条の9といたしまして、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について定めたところでありますが、それぞれ1万3,900円を1万2,900円に改めるものでありますし、第1条第1項第1号中の国民健康保険税の減額規定であります。均等割額の7割、5割、2割の軽減額をそれぞれ記載のように改めるものであります。

附則といたしまして施行期日の関係であります。この条例は公布の日から施行するものであります。2号、3号につきましてはそれぞれ適用区分について規定したものであります。改正後の規定につきましては平成21年4月1日から適用するというものでありますし、それまでの部分につきましては従前の例によるという規定でありますのでよろしくお願いをいたします。

以上説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 こういう経済状況の中で本当に努力をされたなというふうに思っています。その中で、今の説明の中で基金からの繰入れ等を充当してという話がありましたけれども、支払基金の残高部分については今現在どのくらいになっているか。給付費に対する何割くらいになっているかという部分をちょっとお聞かせください。

市民生活部長 基金残高であります。本予算を組む段階で、当初予算におきまして1億円を既に基金から繰り入れた予算を計上したところでありますが、今回所得が確定したことに伴いまして税率の据置きなり引下げをやるために、新たにまた基金を再繰入れするというものであります。結果・・・ちょっとお待ちください。

今回の予算の条例の改正に伴いまして先ほど言いましたように当初予算で計上済額が1億円あります。1億円を入れてありますが、今回4,500万円を基金から入れるということでありまして、基金残高だけの全体額を見ますれば平成20年度末の基金残高が3億6,500万円ほどあるわけですが、税の軽減額として全体では1億4,500万円ほど繰り入れる結果になるということになります。

ただ、ほかの要素の部分で基金を繰り入れる部分もありますが、最終的に今の基金の繰入額をしていった結果、平成21年度末の見込額がどうなるかということですが、1億600万円の基金算高になるだろうというかたちで現在予算を計上しておるところであります。

この金額が医療費の何パーセントという部分で適正かどうかという部分については、今そういう基準はありませんが、基金としては極めて少ないだろうというふうな考え方を持っていますが、いずれにしても負担の軽減を図るというような方針でありますので、今回は基金からやむなく繰り入れたということになります。以上です。

笠原喜一郎君 そこで市長にお聞きをいたしますが。私たちがなったときには大体3カ

月くらいを 率にすると0.25くらいですね を基金として持っていないとなかなか大変だというような言われ方をしました。

今回この基金残高を見ますと大変不安な部分もあります。ましてや新型インフルエンザとかという部分が出てくると、これはまた非常に脅かす部分ですけれども、そこで市長にぜひ運動していただきたいと思いますが、そういう部分についてはとても各自治体の国保会計だとかそういう部分で対応できる部分ではなくて、そういう部分には国の方できちんとやはりそこに財源的な手当をするというような、そういう政治的な運動をやはりしてもらわないとなかなか大変かなというふうに思っています。その辺についてもお聞かせ願いたい。

市長 基金残高についてはこの後予算が出ますけれども、これを編成するに当たって1億円強しかなくなるわけですので、非常に危機感を抱いております。しかし、前々から言われている適性基金額、これは今は余り根拠がなくなってきたということではありますが、今、議員おっしゃったように何か突発的なことがもし出れば、もう基金を食いつぶしても足りないという状況は出るおそれもあるわけでありますので、非常にその基金面については心配をしておりますけれども。

私はいよいよ基金を投入しても足りない、そういう部分につきましては、邪道という部分が出るかもわかりませんが、一時的な部分につきましては、一般会計の方からでもそれは一時的にはお願いしなければならないかもわからない。そういう思いも抱きながら今回の補正といいますが、これをお願いしているわけであります。

来年ではどうなるかということも心配であります。今ここまで下げて来年基金をゼロにして1億円例えば入れても、この状況が続きますと上げざるを得ないという状況が続くわけです。これは非常に心配しておりますけれども、その対策はまた考えなければならないと思っております。

それから後段の方のこのインフルエンザ関係とかそういう突発事項について、とてもこれはおっしゃるようにそれぞれの自治体で非常に差も出るわけです。発生したところと出ないところではもう。そういうことも含めると、これは本来国がきちんとある程度体制措置をしていただくのが適当だと思いますので、市長会等でも申し上げますし、また上京の折にはそれぞれそういう要望、希望はきちんと伝えて、そういうことが実現できるように運動してまいりたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。第48号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第49号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第49号議案について提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、今ほど条例の際にも申し上げましたように、雇用情勢の厳しい折から国民健康保険税の減額を行う。それから部長がちょっと触れましたけれども、別の要素が一つございます。療養給付費負担金等の国、県、国・県支出金の減額に伴いまして、その財源として支払い準備基金あるいは繰越金を充てて調整を行わなければならなくなつたという、これが1億円近い部分であります。

そういうことでそれらの結果、歳入歳出予算をそれぞれ3,740万2,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を60億4,419万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては市民生活部長に説明させますのでご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは第49号議案 南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。お手元の予算書の事項別明細書8～9ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入の関係で申し上げますが、1款1項1目の関係であります。一般被保険者国民健康保険税、ここで9,977万円ほどの減額を行いたいものであります。前段、市長提案理由で申し上げましたように国保税の減額を行うべく現年課税分の減額を行いたいものであります。それぞれ医療給付費分として4,288万円ほど、後期高齢者支援分といたしまして5,380万円ほど、介護納付金分として308万円ほどの減額を計上したところであります。

それから3款1項1目の療養給付費負担金の1億844万円ほどであります。これも療養給付費等の国庫負担金の算定段階において減額が生じたので、ここで減額補正をお願いしたいものでありまして、説明欄記載のとおりでありますのでご覧をいただきたいというふうに思っております。

それから3款2項1目の財政調整交付金、減額の2,232万円ほどであります。これにつきましても予算がここで動きますので、財政調整交付金の精査ということで減額が見込まれますので、ここで減額補正をお願いしたいものであります。

10、11ページをご覧いただきたいと思ひます。10款2項1目の支払準備基金繰入金1億6,000万円でございますが、国保税の充当及び国・県支出金等の減額に伴い、一般財源に充当するためにここで基金からの繰入れを行うものであります。先ほど申し上げましたように当初予算において1億円を繰り入れた予算計上でありまして、ここでの補正を受けまして合計で2億6,000万円ほどの繰入れとなるものであります。このことによりまして

平成21年度末における基金残高の見込みは、先ほど申し上げましたように1億600万円組んであるところであります。

それから11款1項2目繰越金の6,255万円ではありますが、これも前段市長提案理由で申し上げましたように、前年度繰越金が8,700万円ほどこの年度見込まれることから、ここでは歳入財源として受入れをしながら、国保税の減額に伴う一般財源充当として追加計上をするものであります。

続きまして予算書の12、13ページに移りますが、歳出についてご説明申し上げます。

2款1項1目の一般被保険者の療養給付費の関係であります。療養給付費等の減額に伴う財源の振替をさせていただきました。

それから14、15ページに移りますけれども、3款、4款、5款、6款それぞれまとめて説明申し上げますが、それぞれ各保険者が社会保険診療報酬支払基金に拠出をする金額であります。被保険者の確定に伴ってここで補正をするものでありまして、それぞれ2年前の確定した清算金額であります。

以下8款は記載のとおり、12款につきましてもそれぞれ記載のとおりでありますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。以上で説明を終了いたします。

議 長 質疑を行います。

中沢俊一君 支払基金のことについては22番議員からもありました。市長もいささか邪道ではあるがとういことに、その答弁に尽きるわけでありまして。一般会計から仮にその不足分を繰り入れる場合、国保でない市民がいるわけでありまして、そういう人たちの利益を削ってそこにつぎ込む。本当にこれは慎重に、慎重に取り扱っていただきたいと思っておりますが、もう1回市長にお伺いします。

市 長 おっしゃったとおりでありまして、これをやるとかやらないとかではなくて、そこまで考えなければならぬ状況もあるということでありまして。これを実行するという場合は、今おっしゃったのと同じでありまして、約半数以上の皆さん方かな、国保外は。皆さん方の税をその半分の皆さん方に使わせていただくということになるわけですので、そうなりますと。これはもう相当のご理解をいただくためにやっていかなければならないと思っております。極力そうならないように財政的にもきちんとしていきたいと思っておりますけれども、なるおそれが出る場合は、これはきちんとしてご理解をいただいた上でやらせていただくという思いであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第49号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第50号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼斎場建築本体工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第50号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。1ページ目の議案にありますように平成21年5月14日、制限付き一般競争入札に付しました事案の建設工事請負契約につきまして議会のご同意を得たいものであります。

1番といたしまして契約の名称は斎工第1号 南魚沼斎場建築本体工事でございます。2番目でございますが、契約の方法は先ほど申し上げました制限付き一般競争入札でございます。3番目でございますが、契約の金額は6億9,825万円でございます。契約の相手方は高橋・カネカ特定共同企業体ということで代表者及び構成員で高橋建設株式会社、構成員が株式会社カネカ建設ということでございます。

工事の概要について若干ご説明を申し上げます。8ページをお開きください。本工事につきましては平成21年度～22年度の継続工事でございます。敷地それから建物概要、施設概要それからその他ということで記載されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

図面の方でございますが、配置図、ちょうどこのA3版の左側の方が現施設があるというふうにお考えをいただければよいと思っております。めくって裏面になりますが1階の平面図、右側の方にY01という丸が書いたのがありますが、そこからポーチを通過して風除室を通過してエントランスホールに入る。これが1階の平面でございます。

次のページが2階の平面図でございます。空調機械電気室あるいは発電機室が2階の部分にあるということになります。

一番最後のページが立面図でございます。右の上、東側立面とありますが、東立面、これが正面図になるということでございます。

7ページに戻っていただきたいと思っております。入札調書でございます。五つの特定共同企業体から応札がありまして、その結果、高橋・カネカ特定共同企業体が落札率95.81で落札というふうになったものであります。3ページから6ページまで仮契約書の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

なお本工事と同一に制限付き一般競争入札に付しました斎工第2号 機械設備工事。これは空調・衛生設備一式でございますが、1億741万5,000円で昱・北村・塩谷特定共同企業体が。それからもう1本、斎工第3号 電気設備工事、電気設備一式でございますが、1億59万円で小島・光伸・阿部特定共同企業体が落札となっておりますのであわせてご報告を申し上げます。

以上、概略で申しわけありませんが説明とさせていただきますので、よろしくご同意を賜

りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第50号議案 工事請負契約の締結について(南魚沼斎場建築本体工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第50号議案は原案のとおり可決されました。

議長 皆さんにちょっとお諮りいたしますけれども、あと日程が2つほど残されております。12時に近くなりましたけれども、このまま続行して日程を全部こなしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。

議長 日程第15、第51号議案 工事請負契約の締結について(旧ごみ処理場解体撤去工事)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第51号議案 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。1ページの議案にありますように、平成21年5月21日意向審査型指名競争入札に付した事案の工事請負契約につきまして議会のご同意を賜りたいものであります。

意向審査型というのが指名競争入札要綱の中に定められておりまして、業者選定に先立ちまして工事規模、性質により一定条件の中で幅広く建設業者の入札参加意向を確認するとともに、簡易な資料の提出を求め施工実績、施工能力等を審査し選定された適格者を指名して行う入札ということでございます。

1ページに戻りますが、1の契約の名称は循環工第1号、循環型社会形成推進事業 旧ごみ処理場解体撤去工事でございます。

2の契約の方法でございますが、今ほど申し上げました意向審査型指名競争入札ということでございます。

それから3の契約金額でございますが、9,964万5,000円ということでございます。

4の契約の相手方でございますが、東亜・元店特定共同企業体。代表者及び構成員の代表者の部分は東亜建設工業株式会社北陸支店。構成員が株式会社元店建設ということでありま

工事概要を若干ご説明を申し上げます。9ページをお開きください。9ページにございますように、皆さん当然ご承知をされている旧ごみ処理場、昭和57年から58年に建設をされまして平成16年の3月まで約20年間可燃ごみの焼却場としてきた施設でございます。一番問題となりますその一般概要の真ん中ほどに書いてありますが、ダイオキシン類の汚染状況を確認したところ、周辺部には汚染はありませんが旧ごみ処理場内部に存在する機械設備内部にはダイオキシン類があるということを確認されております。したがってこれに当たっては、その後段に書いてあります厚生労働省の要綱に基づいて解体撤去を行うということでございます。

2の解体撤去施設概要でございます。これにつきましては既にご利用いただいたりしておりますので見ていただきたいというふうに思っております。

3、10ページでございますが、工事手順について記載をされております。それから12ページをお開きいただきたいと思っております。12ページにつきましては施設全体の平面図でございます。13ページにつきましては解体のフローが記載をされております。解体が受注をされますと労働基準監督署に届け出て解体施工をやっていくというかたちでございます。この中にありますDXNS調査というのは、ダイオキシン類ということだそうでございます。

最後の15ページ、これは施設の断面、それから立面が各方面から記載されております。それから最終ページでございますが、煙突GL地上高55メートルの煙突でございますが、煙突の側面、正面、断面が記載をされております。

7ページに戻っていただきたいと思っております。入札調書でございますが、8つの特定企業体から応札がありましてその結果、東亜・元店特定共同企業体が落札率45.98パーセントで落札となったものであります。なお、県から循環型社会形成推進交付金をいただいてやるわけではありますが、その内示の中で指名競争入札の場合は原則として最低制限価格を設定しないこととする旨の教示がありましたので最低制限価格を設定していなかったことを申し添えます。

8ページに契約の相手方の代表者の概要が添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。3ページから6ページまでは仮契約の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上で説明とさせていただきますが、よろしく同意賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

関 昭夫君 確認をしていきたいと思っておりますが、今、説明の中で予定価格に対する落札率45.98パーセントということで制限価格がないのでと。公告文にもそのように書かれていましたのでそれ自体については質問するものではありませんが、契約案件として提案してくるわけですので、当然落札価格は適正で妥当であるというふうに判断をされてのことだろうと思うのですが、その辺をまずお伺いしたいと思っております。

市 長 この額そのものが適正であるか否かというのは、私たちがそう何ていいですか、しんしゃくするものではない。請け負われた業者の皆さん方の実績、能力。例えばこ

れが1円であってもそういう能力や実績があればこれはそこにいくわけでありますので、制限価格を設けないという場合は、額に私たちはそれほどこだわるものではないと思っております。

ただ、設計をした立場から申し上げますと、2億円もかかる部分を9,000万円、9,500万円くらいですか、でやれるということですから。設計というのはどういうあれになるかなというちょっとこう疑問はありますけれども、企業努力ということの中で吸収をさせていただくということだと思っております。

後段いろいろご質問が出ましようから今申し上げておきますが、この業者の皆さん方にもきちんとお話は申し上げますし、それから労働基準監督局、これらからの指導もきちんとあるわけであります。仕様書も完璧な仕様書を備えておりますので、よもや間違えのないようにこれはきちんとしていかなければならない。

地元の皆さん方からも大変ご心配をいただいておりますので、これは今日議決いただきますれば、業者と市の担当者とまた地元できちんと工事説明も含めてやらせていただいて、ご心配にならないよう、いただかないように対応していこうと思っております。以上です。

関 昭夫君 金額の部分は今の話ですとたとえ1円でも業者がきちんとしたことをしてくれるのだという前提だというお話だと思います。そのことを否定するわけではありませんが、一般競争入札の落札率が大幅に下がってからの工事成績というか工事の関係を、国土交通省などがホームページで公開しているのを見ますと、傾向として落札率が低いものほど工事成績が悪い、あるいは品質が悪い、内容的に悪いという傾向があるということで、最近は制限価格を設けたり、あるいは調査基準価格を上げたりというようなことで対応してきているというお話です。

その辺は十分承知だと思いますし、ただ、新しく作るものであれば確認をしながら不具合があっても元へ戻すことは可能かもしれませんが、なくなってしまうものであるわけです。なくなったものを元へ戻すなんていうことではなくて、壊すためにやるわけですので、その辺も踏まえた中でやはり 地元からの申入れもあるそうですが、きちんとしたことがこの仕様にあることをどうやって確認していくのか。

市長も、我々ではきちんとしたことがというお話もありますし、ここにいる人たちの中でこれをきちんと確認できる人などは多分いないと思います。地元の人たちにも残念ながらそういうことができる人もいないわけですし、設計をされるに当たって、予定価格を設定するに当たってはコンサルタントの意見を聞きながら、これなら安心だよという意味あいでおそらく価格設定をされているのだと思いますよね。どのくらい直接工事費がかかるのか、その設計の中でどういうふうに見ていたのかわかりませんが、落札率でいけばおそらく設計が考えていたその直接工事費をはるかに下回っているのではないかなという気もしています。

そういうことを考えた場合にどのようにして猛毒であるダイオキシンの処理、それから解体で最終的に安心・安全を確保する手立てをその発注者としてはどのようにお考えなのかなと。今、この仕様でいくと環境測定からすべて業者の責任でやるような内容だと思います。

業者が測定をした結果として最終的に引き渡すまでに、これで問題ありませんというものが出来て、ただそれを行政側としてはみんなちゃんとしてもらったのだからということで、うのみでそのまま引き取ってしまうのか。その辺も含めてお考えをお聞かせいただければと思います。

市長 今おっしゃったように私たちの行政の中で、これを100パーセント監視できる状態ではありません。そこで環境フレックスですか。これは設計社といいますか、設計、管理、監督までやっていただく。この会社の、今担当の方も私のところに見えましたけれども、県内のそれぞれの施工、工事についてすべて設計、管理、監督をなさってきた方がこの現場にもおいでいただいてきちんとやっていくと。

それから一番心配なのはやはりダイオキシンでありまして、地元の説明会の際にも申し上げましたけれども、モニターを設置させていただいて常に数値が表れるということをきちんとやります。これは別に業者の方がその数値を改ざんとか操作できるものではありませんので、そういうこともきちんとやらせていただく。

時折やはり大気中のダイオキシンが飛散しているか否かという測定も、これは当然ですけれども機械で測定するわけですので意図的に改ざんできるものではない。そこには当然ですが職員が立ち会いながらやらせていただく。ありとあらゆる手段を講じながら本当に我々もやはりこの安全・安心という部分が一番大切でありますので、そういうことをきちんと徹底してやっていくつもりでありますのでよろしく願いいたします。

宮田俊之君 今の議論とちょっと重なる部分もありますけれども、地元の説明をダイオキシンのことを中心に行われるということではございますが、やはり現在の焼却炉に入る車のことに関しても随分地元からは安全対策等々 市の方もがんばっておられるとは聞いておりますけれども 言われております。

今回この工事、集中して大型の車両が入るということですが、この辺の本当の意味での安全対策ですね、地元の住民に対する安全対策。この辺は私はこの工事概要書の方に本来明記されてしかるべきではないのかなと。先ほどのお話ですが、工事が順当に行われれば地元の住民も丁寧にやっていただいて気を使ってもらったということで、終わったときにある程度満足がされるのではないかと、やはり地元の行政区長もしくはどなたか責任のある方から、やはり最後に聞き取りを行うなどしてこの工事の完了を見届けるといった姿勢も私は必要なのではないかなと。

説明会の方で言った、言わないということでは、そういった紳士協定みたいなものではなくて、例えば10ページ、この概要の方にしっかり加えるなりそういった書面を取り交わすということが私は必要なのではないかなと。地元に対してですよ。地元住民に対してですが、それがここにはちょっと欠けていたのが残念であったのですが、もう一度市長その辺のことについて触れていただきたいと思います。

市長 発注前に3集落といいますか上十日市と三郎丸それから島新田の代表者の方々と1回、それからその当日の夜から島新田集落に説明にあがりました。その際いろいろ

不安の点とかそういうお話が出ました。その中の一つにも交通安全対策というのは大きく取り上げられておりました、これは私どもがどうこうするというよりも、結局業者が決まってからどういう対応をしますと。ついては地元の皆さん方からまた要望等を聞かせていただいて、地元の意向に沿ったようにきちんと安全対策をやりますからということで説明申し上げてきております。これからさっき触れましたようにこれを決定いただければ、業者の皆さん、そして市と立ち会いながら地元に入って、地元の皆さん方から安心をしていただけるような方法をとっていく。

これに例えば書き込んだとしても、それこそ抽象的になりまして全く意味を成さないようになりますので。これはただ言った、言わないなどということではなくて、きちんと約束をしてきてまいっております。私も行って約束をしてきておりますので、その辺については地元の皆さん方の意向を確認しながらやっていく。

それから地元の皆さん方から工事期間中、あるいは工事後についても工事内容を確認いただくということをこの中に書いてありますので、それもやらせていただいて地元の皆さん方から本当に肌で感じていただこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

笹木信治君 重要な問題ですので再確認をさせていただきますが。入札率が45パーセント半分を切ったということで、これは通常の建物の解体であれば私は何ら問題はないと思うのですけれども、言ってみれば有害物質の塊のような建物です。これを解体するについて万が一、漏れるというようなこともあってはならないわけで、そこは完璧を期してもらわなければならないわけです。

そういう点からいうと入札額が半分になったということは、非常にやはり危惧を感じるわけですね。これは地元の住民の皆さんが心配しているのも無理ないことで、市長は今ほどの説明の中で住民の皆さんとも十分そこは協議をしながらというような話をされておりましたが、私はもう一歩進めて関係集落の皆さんがきちんとやはり監視体制を作ると。住民による監視体制を作って、月に何回か工事の進行、進捗具合の報告を受けながら、安全を確認しながら工事を進めるところまでやはりやるべきだと思うのです。

そうしないとやはり業者とすれば能力のあるなしにかかわらず、仕事ですから採算をとろうとする。採算をとろうとすればやはりこの安全対策がおろそかになるということも私は考えられると思うので。もちろん地元住民の皆さんは専門家ではありませんから、何をどう監視するかということはもちろん専門家の皆さんよりもそこは疎いわけです。けれども、やはり行政の方できちんと専門家と相談をしながら、地元の皆さんに周知を図りながら、やはり安全対策を点検していくという私は仕組みが大事だと思うのです。そういう点についてはどうでしょうか。

市長 性悪説と性善説に立てば、安いから利益をとらなければならないからろくな工事しないということでひとくくりすれば、それはそうかもわかりませんが、そういうことでは私はないと。実績等もここへ書いてありますけれども、そしてしかも地元の大手といわれる皆さんも入っているわけです。そういう心配は一応しないということでご理解いた

だきたいと思いますし。

地元の皆さん方にですから先ほど説明したように、当然説明にあがります。その際地元の皆さん方がどういう監視体制をとるのか、それは地元の皆さん方から納得いくような体制をとっていただければいいわけで、我々の方からこの日は住民の皆さんここに立ってこの監視体制をやってくださいなどということは言えるわけでもありません。

ただ、やはり工事そのものがそういう危険な部分が相当ありますので、ただ遠くから望遠鏡で見ているなどということでは確かだめなわけで。ですのでさっき言いましたように工事の期間、期間の節目、節目で住民の皆さん方からも当然一緒に工事現場の中に入っていただいて、それぞれ確認をいただくという方向はきちんと出しておりますので。これからまた地元住民の皆さん方と話をするわけですので、どういうお話が出てきますか。とにかく安心をしていただくようにということだけは最大限配慮いたしますので、よろしく願いいたします。

岩野 松君 確かに今まで半分以下の落札率だったというのは初めてのことでですのでちょっとお聞きしますが。かつて六小でダイオキシン問題が体育館でありまして、そのときはダイオキシンを除去するだけで確か5,000万円くらい必要だったというふうに聞いておりました。けれどもこれ全部を解体するに1億円未満ということで非常に安い価格になって、自治体とすれば歓迎したいところであります。

そしてダイオキシンというのは飛散させてはいけないのですよね、外に。だからそういう意味での監視体制のモニターですか、それは設置して、するのだらうと思いますけれどもそこは再確認してやっていただきたいと思います。かつての六小のときとダイオキシンの取り方とかそういうものの工法が変わったとか、それが進歩したからこれだけ安くなるのだというような説明か何かはあったのでしょうか。お聞かせください。

市 長 これは六小の解体の際と、今のこのダイオキシンが存在している部分の施工方法は全く違います。先にすべてダイオキシンが事前に検査してあるわけですので、ここにダイオキシンがある煙突の中と焼却炉ですね。これを全部高圧の水ですべて洗い落として、そしてダイオキシンの残存があるか否かを確認して、それから壊すわけですので。

六小のときは確かそれはしていないですね。飛んではならないということで水くらいばあとかけてやっていたという程度です。あれはまたあのときのそういう工事の発注の仕方ですから一概に業者が悪いとかそういうことではなくて、発注の仕方がそうでした。ですので、今とは格段の差があるということでもあります。また皆さん方もいろいろご心配でしたら工事現場へ行っていただいでご覧になっていただければと思います。そういうことです。

ですから技術が進歩したから安くなったということではなくて、進歩した技術に我々が設計を加えたのが2億円近いお金であった。だけれどもそれを業者の皆さん方は9,500万円できると言ったのですから、それは技術が進歩したから安くなったということではないと思います。技術が進歩すればするほどやはり高くなる部分というのは確か出るわけです。ただ水をかけておくのと、いろいろしなければならぬのと。そういうことですので、なぜ安

くなっただかというのはい我々についてはわかりません。

阿部久夫君 同僚議員が相当のことを言っていたかきましたので難しいことは言いませんけれども、やはり島の区にしてみると、私の方に非常に心配だという投書もいただいております。これだけ安くなって、地域になればやはり終わるまでは非常に心配なわけでありますので、責任をもって対応していただきたいということを十分に言っていたかきたいということ、切々ときておりますので、その点を考慮してぜひ安心・安全のための工事をしていたかきたいと。答弁はいりませんので、そのようにお願いします。

市長 十分そういうことだと思っておりますし、先ほど触れましたように島新田の区長さんから、廃棄物対策課の方にもそういう旨の文書をお持ちいただいて要請を受けております。そしていろいろ申し上げましてもこれは瑕疵とかそういうことによらなければ、最終的な責任は市であります。当然市が責任を持つのだということやらせていただきますので、間違いのないようにさせていただきますと思っております。

若井達男君 少しでも安く解体ができるということで本当に喜んでおります。そして今ほど市長答弁されておりますが、やはり先ほど18番議員ですか、六日町小学校の解体の話も出ました。あれはダイオキシンではなくアスベストが入っていますよ、ということを一住民から指摘されたのですけれども、それを無視してやっただ。そのあげく県の方から指摘されて、入っているのですよということで、新たに被覆防塵を行った結果がアスベストの入っておる水漏れしたところと同じようになったというのが、平成11年のときの六小の解体だったというふうに私は記憶しております。

そして今ほど市長ここへ答弁がありましたように解体の仕方が違うのだと。このダイオキシンについてはこういうかたちですべてを処理した中で解体を進めていくのだ、という今ほどの説明を受けました。ただ1点、ひとつ聞かせていただきたいのがこの被覆の仕方。外への飛散防止、それから吸塵防止。私ども社厚の委員会でこの14日の日に現地に行ったときに、55メートルの煙突まですべてを覆った中で作業を進めていくのだという説明を受けたのですけれども。作業工程の仕方によりますと55メートルの煙突を15メートルずつのスパン、もしくは10メートルずつのスパンで洗い洗浄をしながら段々と崩して行って、最終的に躯体そのものを前面被覆すると。そうした中で工事を進めていくという話は今度私どもは これは井口市長が町長時代ですが、福岡県に同じ川崎技研が建設された物を耐用年数がくる前に解体した現場に行って見て来ているわけです。その辺はこの被覆そのもの、解体そのものはどういったかたちで説明されておるか。その辺を1点お願いします。

市長 私どもが入札前に地元で説明に入ったときですので、設計社といひますか環境フレックスの方で仕様書に書いてある部分で説明申し上げたのは、今おっしゃっていたようにすべて全体を 当然ですが塀をまず3メートルの高さに全部回しまして、その建物そのものを全部被覆をする。そして中の空気が外に出ないようにするのだということです。例の今インフルエンザであれになっています低気圧何とかこうとかいう方法を使うのか、その辺はまだ確認していませんけれども、要は被覆をした中の空気も粉塵も一切外へ

漏れない。外から中へ入ってくるとこういうことですので。

これについては詳しいその技術的なことは今、私がここで答えることではありませんけれども、そういう説明を受けて我々も地元の皆さんにそういうご説明を申し上げてきました。ですので、また改めて今おっしゃっていただいたようなことを現場できちんと説明を申し上げて、住民の皆さんから安心していただこうと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第51号議案 工事請負契約の締結について(旧ごみ処理場解体撤去工事)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第51号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、発議第6号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

腰越 晃君 発議第6号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案をさせていただきます。本条例改正の内容については3ページに記載されているとおりでございます。新旧対照表がここにありますが、平成21年6月に支給する議長等の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中100分の160とあるのは100分の145とするという内容でございます。

本提案に至るまでの過程について若干報告をさせていただきます。先ほど市職員の同様の条例改正提案があったわけですが、その部分については割愛をさせていただきます。21日議会運営委員会が開催されましてこの問題についてまず議論をしました。その結果、会派代表した会議を開く中で全体の意見集約を図っていこうということになりました。

26日会派代表者会議が開催をされました。また無会派議員については議長より確認をとっております。26日の会派代表者会議の内容について、意見についてまとめて簡単に申し上げますと、まず、南魚沼市議会議員の報酬は他の自治体議会議員の報酬と比べ決して高いものとはとらえていない。

また、人事院勧告にすべて従うべきという議員も、議員報酬には議員にはないと。そういう前提の中で、しかし、現下の経済情勢あるいは県内、他自治体20市中18市が減額を決めております。そうしたことを考え、また市当局の市職員の減額等も当然考慮に入れる中で今回については、この0.15カ月の減額を受け入れると。

次の意見は0.15カ月ではまだ足りないのではないかと。もう少し上積みをするべきではないか。市民の経済情勢、市民の生活状況が非常に悪い。そういうような意見も出されております。

そうした中で結論として人事院勧告に沿ったかたちで0.15カ月の6月支給の期末手当については削減をしよう。そういうことで決定をいたしました。本今朝、議会運営委員会を開きましてこの提案段取りに至ったというところでございます。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。

議長 質疑を行います。

若井達男君 1～2点お伺いします。経過の方は今ほど提案者の方から説明いただきました。まず、最初に議運にかけた。その中で議運でなく各派代表者会議で行うということになったわけですが、その時点で県内各議会の動向が示されたということだと思っております。その示された動向についての内容的な、どうかたちを踏んでそこに至ったかというようなものはあったかどうか。

ということは、これは新聞報道されているが、上越市のやはり特別職そういったものについて、臨時に報酬審議委員会が開かれているのです。そしてそれに基づいてやはり私どもは人勤に左右されるものではないと。人勤は地方公務員法第8条に基づく中だと。公務員による給与の体制は。ということでそれについてはあるならば、特別職は特別職の特別報酬審議会でかけた中でということを経た中で、議会側の方もそれに今度は執行部の方から提案がされて、上越市の議会はそういった段階を踏んできておるのですが。もう21日の段階に各県内の自治体の議会の動向が示されたということになると、一歩うがった見方をするとイコール人勤ではないかということをおは考えられるわけですが、その変の経過はいかなるものだったでしょうか。

腰越 晃君 県内20市の動向については議会事務局より一覧表で提出されていましたが、各市のそういう決定過程について特に質問は出ませんでしたし、議論に至った経緯はございません。

若井達男君 今ほど申し上げましたように、私どものいわゆる報酬そのものもやはり特別職の報酬と同じように、議員の条例に定められるところによる報酬審議会で決めてきておられます。そうしたこの報酬審議会について全員協議会のとときに何らかの議論があったかどうか。その立場があつてないがしろにははいけない。私が言いたいのは、私どもの目線は人勤に基づく公務員の給与イコールではないのだと。やはり一般市民の一般住民のこの経済状況を見た中に、議会として議員としてどういうふうに判断するかということだと私は考えておりますが、その辺の話があつたかどうかひとつお聞かせください。

腰越 晃君 報酬審議会等で議論をするべきではないかという意見については、これは21日の議運の段階で一部会派からありました。そういういろいろな意見がある中で、今申し上げたような経過の決定方法でよかろうと、そういう判断をしてきております。議員ご指摘のように報酬審議会等にきちんとかけて、この人勤、それを前提にして我々の議員報酬、期

末手当はどうあるべきかというところは、やはりそういった審議会あるいは市民の意見等を勘案しながら決定していくのがベターかなと。これは個人的、私見でございますが。

しかし、そういったいろいろな議論をしていく中で、今回の決定過程を踏まえた。繰り返せば21日議運、これでいろいろな意見が出てきた。それで26日、それでは会派の意見をまとめてこようと。26日の意見。それである程度の方向性が今、申し上げたようにできてきた。そういう内容でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第6号、南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 これで本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

議長 平成21年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前12時24分)